#### 平成28年士幌町議会第1回臨時会

## **1 議事日程第1号** 1月20日(水曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号 2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 議案第6号 士幌町第6期町づくり総合計画の策定について

(士幌町第6期町づくり総合計画・地方創生策定及び

新拠点「道の駅」検討特別委員会審査報告)

日程番号4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号5 議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

日程番号6 議案第2号 士幌長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号7 議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正

する条例案

日程番号8 議案第4号 士幌町議会議員の銀報酬等に関する条例の一部を改正す

る条例案

日程番号9 議案第5号 平成27年度土幌町一般会計補正予算

日程番号10 議案第6号 平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号11 議案第7号 平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

日程番号12 議案第8号 平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号13 議案第9号 平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算

日程番号14 議案第10号 平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算

日程番号15 議案第11号 平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号16 議案第12号 平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補正予算

日程番号17 議案第13号 平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

## 2 出席議員(12名)

 1番 細井 文次
 2番 和田 鶴三
 3番 秋間 紘一
 5番 河口 和吉

 6番 清水 秀雄
 7番 飯島 勝
 8番 出村 寛
 9番 森本 真隆

 10番 大西 米明
 11番 加藤 宏一
 12番 中村 貢
 13番 加納 三司

#### 3 欠席議員(0名)

### 4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長 小林 康雄 代表監査委員 佐藤 宣光

## 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長 柴田 敏之 保健医療福祉センター長 山中 雅弘 総務企画課長 寺田 和也 会計管理者 土屋 仁志

町民課長	波多野 義弘	保健福祉課長	大森	三宜子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野	倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤	英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	金森	秀文
子ども課長	高橋 典代	消防署長	淡中	済

## 6 教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長堀江 博文教育課長辻 亨給食センター所長 鈴木 典人高校事務長藤村 延

## 7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 細野 幸彦

## 8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 瀬口 豊子 総務係長 藤内 和三

## 9 議事録

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。
		定足数に達していますので、これから平成28年第1回士幌町議会臨
		時会を開会します。
		これから、本日の会議を開きます。
		議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、加藤宏
		一議員及び12番、中村貢議員を指名いたします。
2		日程第2、会期の決定を議題といたします。
		お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
		これに異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。
		これから諸般の報告を行います。
		閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告
		によりご了承願います。
		各議員から報告事項があれば報告願います。6番、清水議員。
	清水議員	昨年、12月21日に開催されました平成27年第3回北十勝2町環境衛
		生処理組合議会定例会の結果について報告申し上げます。

はじめに行政報告として、ごみ処理状況、破砕機等の作業状況及び

最終処分場測定結果について報告があり、今後の埋め立て予想年数は10.4年を想定しています。承認第1号から承認第3号は専決処分の承認で、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約、及び北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約の専決処分であり、それぞれ報告のとおり承認されました。認定第1号は、平成26年度北十勝2町環境衛生処理組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。報告のとおり認定されました。なお、歳入1款1項、分担金の内訳としましては、土幌町5,784万4,000円、上土幌町5,647万1,000円であり、合計1億1,431万5,000円となっています。議案第3号は、北十勝2町環境衛生処理組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案で、原案のとおり可決されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありま すので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

# 加納議長加藤議員

11番、加藤議員。

平成27年12月22日に開催されました、平成27年第2回北十勝消防事 務組合議会定例会の結果について報告申し上げます。

会期の決定に続きまして、報告第1号、報告第2号、報告第3号専決処分の報告につき承認を求めることについて、それぞれ報告のとおり承認可決されました。次に、議案第1号の平成27年度北十勝消防事務組合一般会計補正予算(第2号)については、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,301万2,000円とするもので、原案のとおり承認可決されました。次に、認定第1号の平成26年度北十勝消防事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

詳細につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、 後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

#### 加納議長

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第6号「士幌町第6期町づくり総合計画の策定について」を議題といたします。

ここで本案について、理事者より別紙正誤表のとおり訂正の申し出 がありましたので、ご了承願います。

本案は昨年第4回定例会において、士幌町第6期町づくり総合計画・地方創生策定及び新拠点「道の駅」検討特別委員会に付託しておりました事件です。

その審査報告書が提出されていますので、委員長からの報告を求め ます。細井文次委員長登壇願います。

細 井

平成28年1月20日、士幌町議会議長加納三司様。

委員長

士幌町第6期町づくり総合計画・地方創生策定及び新拠点「道の駅」 検討特別委員会委員長細井文次。

士幌町第6期町づくり総合計画・地方創生策定及び新拠点「道の駅」 検討特別委員会審査報告書。

本特別委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定した ので、士幌町議会会議規則第77条の規定により報告します。

記1、付託事件。議案第6号士幌町第6期町づくり総合計画の策定 について。

- 2、付託年月日。平成27年12月4日。
- 3、審查年月日。平成28年1月13日、1月14日、1月20日。
- 4、審査の結果。原案のとおり可決すべきものと決定。以上です。

加納議長

ただ今報告の事件については、議長を除く11人の委員で構成する特別委員会において、十分に審査がつくされていますので質疑を省略し、討論及び採決を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。これから、討論を行います。ございませんか。

(なし)

討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。本案に対する 委員長審査報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに、異 議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を 議題とします。朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 副 町 長

承認第1号 士幌町町税条例の一部を改正する条例について説明を いたします。

これにつきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する政令の改正に伴いまして、士幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正について、専決処分いたしましたので、地方自治法179条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

資料の1ページをお開きください。昨年の第4回士幌町議会定例会におきまして、町税条例の一部改正中、番号法施行に伴う申請書等の記載事項の改正について議決をいただいたものでありますが、その後12月25日に総務省通達によりまして、個人番号記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者等の負担を軽減するため、地方税法等の一部を改正により、町民税の減免、第51条第2項及び特別

土地保有税の減免、第139条の3第2項について、減免申請書の記載事項に個人番号を記入しないこととした改正がありました。これに伴いまして、専決の処分をいたしました。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけども、施行日は 公布の日から施行するものでありまして、個人番号の記載が開始され る平成28年1月1日より前の12月30日に専決を処分いたしまして、公 布をしたところであります。

以上、承認第1号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第1号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田 副 町 長

議案第1号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に ついて説明をいたします。

この改正につきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正、 人事院勧告に伴い、職員の勤勉手当及び給料表を改正をするものであ ります。

説明資料の 2ページをお開きください。最初に第 1 条の改正でありますが、これは職員の給与に関する条例第15条の 6 月及び12月に支給をいたします勤勉手当について、同条第 2 項第 2 号の支給率100分の75を左の改正案のとおり100分の80に、それぞれ100分の5 ずつ、年間では100分の10、0.1ヶ月分を引き上げるものであります。これによりまして期末手当とあわせますと、年間4.1ヶ月分から4.2ヶ月分とするものであります。再任用職員の勤勉手当につきましては、100分の35から100分の37.5に、年間では100分の5の引き上げを行うものであります。

次に、給料表の改正であります。平均で0.4%の引き上げを行うものでありまして、特に若年層の引き上げ率を厚くして給料表を改正するものであります。

次に、8ページの第2条の関係でありますが、職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例の一部改正でありまして、平成27年3月の 条例第29号の附則、単身赴任手当の特例の平成30年3月31日を平成28

年3月31日に改正をするもので、これは給与制度の総合的見直しにお いて平成28年度以降に予定しておりました単身赴任手当の基礎額の支 給割合の引き上げを行うものであります。

議案の8ページに戻っていただきまして、この条例の附則でありま す。第1項の施行時期でありますが、平成27年4月1日から適応いた しまして、15条の勤勉手当の改正は支給基準日であります平成27年12 月1日から適応をするものといたします。第2項の勤勉手当に関する 特例といたしまして、今年度の勤勉手当の改正分100分の10と再任用 職員の100分の5の引き上げは12月の勤勉手当で支給するものとして、 第3項ではこの給与の内払いとして、既に12月に支給した勤勉手当は この内払いとみなすこととする規定であります。内払いでありますの で、この改正分との差額につきましては今月中に支給する見込みであ ります。

以上、議案第1号の説明といたします。

これから質疑を行います。ございませんか。 加納議長

> し) (な

質疑を終わり、これから討論を行います。

(ts

加納議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号「士幌町長等の給与等に関する条例の一部を 改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴  $\mathbf{H}$ 

議案第2号 士幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条 | 例案について説明をいたします。

この改正につきましては、議案第1号と同様に国家公務員の給与に 関する法律の改正、人事院勧告に伴いまして、職員の勤勉手当の引き 上げを考慮いたしまして、同様に期末手当の支給率を改正するもので あります。

説明資料の9ページをお開きください。職員の勤勉手当の引き上げ と同様に期末手当の6月につきまして、100分の197.5を100分の202.5 に、12月につきましては、100分の212.5を100分の217.5に引き上げを しまして、年間で100分の10、0.1ヶ月分の引き上げを行うものであり ます。

議案の9ページに戻っていただきまして、その条例の附則でありま す。施行時期は公布の日から施行しまして、期末手当だけであります ので、支給基準日の平成27年12月1日から適応するものといたします。

加納議長

副町長

第2項及び第3項につきましては、職員の給与条例改正と同様でありますので説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第2号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な

加納議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

7

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第3号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴 田副町長

議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改 正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましても、議案第1号、第2号と同様に国家公務員 の給与に関する法律の改正、人事院勧告に伴いまして改正をするもの であります。

説明資料は10ページでございます。任期付職員の給料表の改定でありまして、第4条の給料表を別表のとおり改正するものであります。なお、職員の手当の改正につきましては、任期付職員の12月手当については業績手当といたしまして、給料の1月分を支給しておりますので、この給料表を改正することによって差額も発生するということになっております。

議案の10ページに戻っていただきまして、附則であります。施行時期は公布の日から施行いたしまして、平成27年4月1日から適用するものといたします。第2項につきましては、職員の給与条例の改正と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第3号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

8

日程第8、議案第4号「士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例 の一部を改正する条例案」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴  $\mathbb{H}$ 

議案第4号 士幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改 副 町 長 正する条例案について説明をいたします。

> この改正につきましても、議案第2号と同様に職員の勤勉手当の支 給率の改定を考慮いたしまして、議会議員の期末手当の支給率を改正 するものであります。

> 説明資料では11ページになります。議会議員の期末手当の支給率を 100分の410を100分の420に、100分の10、0.1ヶ月分の引き上げを行う ものであります。

> 議案の11ページに戻っていただきまして、附則であります。施行時 期は公布の日から施行いたしまして、支給基準日の平成27年12月1日 から適用するものであります。第2項につきましては、職員の給与条 例の改正と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号の説明といたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(ts ()

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

し) (な

加納議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号「平成27年度士幌町一般会計補正予算」を議 題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。総務企画課長。

寺田総務 企画課長 総務企画課長、寺田より説明申し上げます。

平成27年度士幌町一般会計補正予算「第6号」ですが、歳入歳出予 算の総額に歳入歳出それぞれ2,032万7,000円を追加し、歳入歳出予算 の総額をそれぞれ72億7,911万8,000円に改めようとするものでござい ます。

それでは、歳出から説明いたしますので8ページをお開き願います。 まず初めに、本補正予算の各款、項、目に計上しております人件費で あります2節給料、3節職員手当等、4節共済費、7節賃金の増額に つきましては、人事院勧告に基づく給料表、勤勉手当、期末手当の改 正に伴うものでございますので、各款、項、目での説明は省略をさせ ていただきたいと思いますので、ご了承願います。

まず8ページ、9ページでございますが、これは人件費でございま

すので、省略をさせていただきます。

10ページ3款1項5目、老人福祉施設費は繰出金において、介護サービス事業繰出金を減額しております。

7目後期高齢者医療費では、操出金で後期高齢者医療職員給与費操 出金を減額しております。

8 目国民健康保険費では、同じく操出金で国民健康保険職員給与費 操出金を追加しております。

10目介護保険費では、同じく操出金で介護保険事業職員給与費等操出金を減額しております。

次にページが飛びますが、12ページをお開き願います。上段ですが、 4款1項5目上水道費では操出金において、水道施設費操出金を減額 しております。

次に6款1項2目農業総務費では、負担金補助及び交付金で共済会 計職員給与費負担金、操出金で共済会計事務費操出金を追加し、特定 財源といたしまして職員給与費負担金を計上しております。

3目農業振興費では負担金補助及び交付金で、青年就農給付金を追加し、特定財源といたしまして青年就農給付金事業費補助金を同額計上しております。

13ページ8款2項2目道路橋梁維持費では、除雪に係る経費といたしまして、委託料で歩道等除雪業務委託料、使用料及び賃借料で重機借上料を追加し、備品購入費において車載式小型散布機、いわゆる砂撒き機でございますが、この購入費を追加するものでございます。

次に14ページでございます。 9 款 1 項 1 目消防費でございますが、 負担金補助及び交付金において、署費、団費で職員の人件費分を増額、 本部共通経費では、額の確定による減額を行っております。

続いて15ページ、10款3項2目教育振興費では、負担金補助及び交付金において、全国中学校スケート大会参加助成金を追加しております。

16ページ、17ページにつきましては、人件費でございますので、省 略をさせていただきます。

次に歳入について説明いたしますので、7ページをお開き願います。 特定財源以外の一般財源ですが、18款1項1目繰越金に前年度繰越金 1,879万4,000円を計上して、収支のバランスを取ったところでござい ます。

なお、18ページ、19ページには人件費の内訳としまして、給与費明 細書を掲載しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、原案のとおり可決 決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

質疑を終わり、これから討論を行います。 加納議長 (ts 加納議長 異議なしと認めます。 加納議長 10 計補正予算」を議題とします。 大森保健 福祉課長 するものであります。 お願いいたします。 加納議長 (ts 加納議長 (ts 加納議長 異議なしと認めます。 加納議長 11 会計補正予算」を議題とします。

L) 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第10、議案第6号「平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会 朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。 保険福祉課長、大森より平成27年度士幌町国民健康保険事業特別会 |計補正予算「第4号] について説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億2,368万6,000円に改めようと 歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1 項1目一般管理費につきましては、5万9,000円を追加するもので、 これは人事院勧告による調整で、職員の給与等の増額によるものであ ります。特定財源といたしましては、職員給与費繰入金として同額見 込むものです。歳入につきましては、特定財源で説明させていただき ましたので省略させていただきます。なお、給与費変更に伴う給与費 明細書は6ページに掲載してありますので、参照願います。 以上説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますよう これから質疑を行います。ございませんか。 し) 質疑を終わり、これから討論を行います。 () 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異議なし) したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第11、議案第7号「平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健 保健福祉課長、大森より平成27年度士幌町後期高齢者医療事業特別 会計補正予算「第2号」について説明いたします。 福祉課長

> 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万7,000円を減 額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,522万1,000円に改めようとす

るものであります。歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費につきましては、8万7,000円を減額するもので、これは人事院勧告による調整で、職員手当等の減額によるものであります。特定財源といたしまして、職員給与費繰入金を同額減額するものです。歳入につきましては、特定財源で説明させていただきましたので、省略させていただきます。なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載してありますので、参照ください。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますよ うよろしくお願いいたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号「平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補 正予算」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。保健福祉課長。

大森保健 福祉課長

保健福祉課長、大森より平成27年度士幌町介護保険事業特別会計補 正予算「第5号」について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,565万7,000円に改めようとするものです。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は4万9,000円を減額するものです。これは人事院勧告による調整で、職員の共済費等の減額によるものであります。特定財源といたしましては、職員給与費等繰入金を同額減額するものです。5款1項1目第1号被保険者保険料還付金は11万7,000円を追加するもので、これは所得構成による過年度保険料の還付による増額補正であります。

歳入につきましては、4ページをお開き願います。特定財源以外につきましては、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金として11万7,000円を追加し、1,547万8,000円とするものであります。他の歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。なお、給与費変更に伴う給与費明細書は6ページに掲載してありますので、参照ください。

以上、説明を終わります。よろしく審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

13

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第9号「平成27年度士幌町介護サービス事業特別会 計補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。特養施設長。

金森特養 施 設 長

特別養護老人ホーム施設長、金森から平成27年度士幌町介護サービス事業特別会計補正予算[第1号]を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ580万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億1,956万4,000円に改めようとするものです。

最初に歳出から説明申し上げますので、5ページをお開き願います。 1款1項1目施設介護サービス事業費の2節給料につきましては一般 会計と同様に人事院勧告に準じた給与改正で25万3,000円を追加、3 節職員手当につきましては一般職手当人事院勧告に準じ87万5,000円 の追加、退職手当組合負担金は率変更により128万円の減額で、あわせて40万5,000円の減額。4節共済費につきましては、職員共済組合 負担金は報酬移行による調整で566万円の減額。福祉協会負担金は3,0 00円の追加でございます。あわせて、565万7,000円の減額でございます。

次に歳入について説明申し上げますので、4ページをごらんいただきたいと思います。3款1項1目一般会計繰入金580万9,000円を減額し歳入歳出の均衡を図ったものでございます。なお、給与改正詳細につきましては、6ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり可決決定いた だきますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。

14 15

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程14、議案第10号「平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正 予算」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。

増 田建設課長

建設課長、増田より平成27年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算「第4号」について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ982万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,733万3,000円に改めようとするものでございます。

最初に歳出予算から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では職員の異動に伴います人件費の精査で2節給料から4節共済費までの人件費に関し、あわせて982万9,000円を減額するものであります。詳細につきましては6ページの給与費明細書をごらんいただきたいと思います。次に2款1項1目水道施設費では、財源補正となっております。特定財源の内訳としまして、水道施設費繰入金982万9,000円の減額となります。以上で説明を終わり、よろしく審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(な し)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第11号「平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計 補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。建設課長。

増 田建設課長

建設課長、増田より平成27年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算[第2号]について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万5,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,646万6,000円といたし ます。

まず歳出から説明しますので、5ページをごらん願います。1款1項1目一般管理費の3節職員手当等から4節共済費までの人件費に関

し、合わせて5万5,000円の増額となっております。詳細につきましては6ページの給与費明細書をごらん願います。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。4ページをごらんください。5款1項1目繰越金について、前年度繰越金としまして5万5,000円を計上し、歳入歳出の均衡を図りました。

以上で説明を終わります。よろしく審議を賜り、可決決定いただき ますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第12号「平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補 正予算」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。産業振興課長。

高木産業 振興課長 産業振興課長、高木より平成27年度士幌町農業共済事業特別会計補 正予算「第2号」について説明いたします。

第1条、業務勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,253万6,000円に改めるようとするものであります。

業務勘定の歳出から説明いたしますので、5ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費の2節から19節までの合計55万4,000円の追加につきましては、人事院勧告に伴う職員の給与手当等の追加であります。詳細は6ページの給与費明細書を参照願います。特定財源といたしまして、共済会計職員給与費負担金1万7,000円を充当するものであります。

次に4ページの歳入を説明いたします。3款は歳出の特定財源で説明しましたので省略をいたします。5款1項1目1節事務費繰入金で、53万7,000円の増額ですが、本科目で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

17

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第13号「平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会 計補正予算」を議題とします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。国保病院事務長。

山下病院 事務長

国保病院事務長、山下より平成27年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算「第4号」について説明申し上げます。

第2条の収益的支出の予定額で、第1款病院事業費用9億2,062万8,000円を9億543万3,000円に、第1項医業費用9億198万2,000円を8億8,678万7,000円に改めるものです。第3条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費6億590万円を5億9,070万5,000円に改めるものです。

それでは補正予算説明書に基づき、説明をさせていただきますので、3ページをお開き願います。1款1項1目給与費では、人事院勧告による給与表等の改定による増額分と職員の異動や退職などに伴う増減分、合わせて1,519万5,000円を減額するもので、1節給料では1,647万3,000円の減、2節手当で501万8,000円の増、3節賃金では866万3,000円の増、4節法定福利費で1,240万3,000円を減額するものです。その他補正予算に関わり給与費明細書を添付いたしましたので、参照ください。

以上で説明を終わります。よろしく審議の上、原案のとおり可決決 定いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回士幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時46分)